

第2次富里市障がい者基本計画

2019年度～2026年度



平成31年3月

富 里 市

はじめに

本市では、平成21年3月に「富里市障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を積極的に推進するとともに、障害福祉サービスの充実に取り組んでまいりました。



この間、国では「障害者基本法」が改正され、平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」に基づき、平成25年4月からは「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称変更し、その基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらには、障がい者の権利擁護として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました。これにより国内法の整備がなされたことから、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。

そこで市では、このような動向や法改正などに的確に対応するために2019年度を始期とする、第2次富里市障がい者基本計画を策定しました。これまでの基本理念『ノーマライゼーションとリハビリテーション』を踏襲しつつ、障がいのある人やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう総合的な支援を実施いたします。また、今後も社会情勢や障がいのある人のニーズを的確に把握し、必要に応じて計画の見直しを行い施策の充実に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、ご協力を賜りました富里市地域福祉審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご要望をお寄せいただいた障がいがある方やそのご家族の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成31年3月

富里市長 相 川 堅 治

も く じ

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 障がい者の定義	3
第2章 富里市を取り巻く現状	4
第1節 人口・世帯数の状況	4
第2節 障がい者の状況	5
第3節 アンケート結果からみた現状	9
第4節 第1次計画の達成度の評価	24
第5節 現状からみた富里市の課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	28
第1節 基本理念	28
第2節 計画の目標	29
第4章 障がい者施策の今後の方策	30
第1節 施策の体系	30
第2節 取組の基本的方向	31
第3節 施策の展開	33
第5章 計画の推進体制	50
資料編	52

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

わが国の障がい者福祉は、「完全参加と平等」をテーマに掲げた昭和56年の「国際障害者年」を境に大きく発展し、平成5年の障害者基本法の成立を経て、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も同様に、家庭や地域で自立した生活が営めるような社会づくりを目指して推進されてきました。

本市では、平成11年3月に「富里町ノーマライゼーション推進プラン」、平成21年3月にそれを引き継ぐ「富里市障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を積極的に推進するとともに、障害福祉サービスの充実に向け、取組を進めてきました。

その後の国の動向としては、平成23年には「障害者基本法」が改正され、平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」に基づき、平成25年4月からは「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

また、障がい者の権利擁護として、平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました。これにより国内法の整備がなされたことから、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。

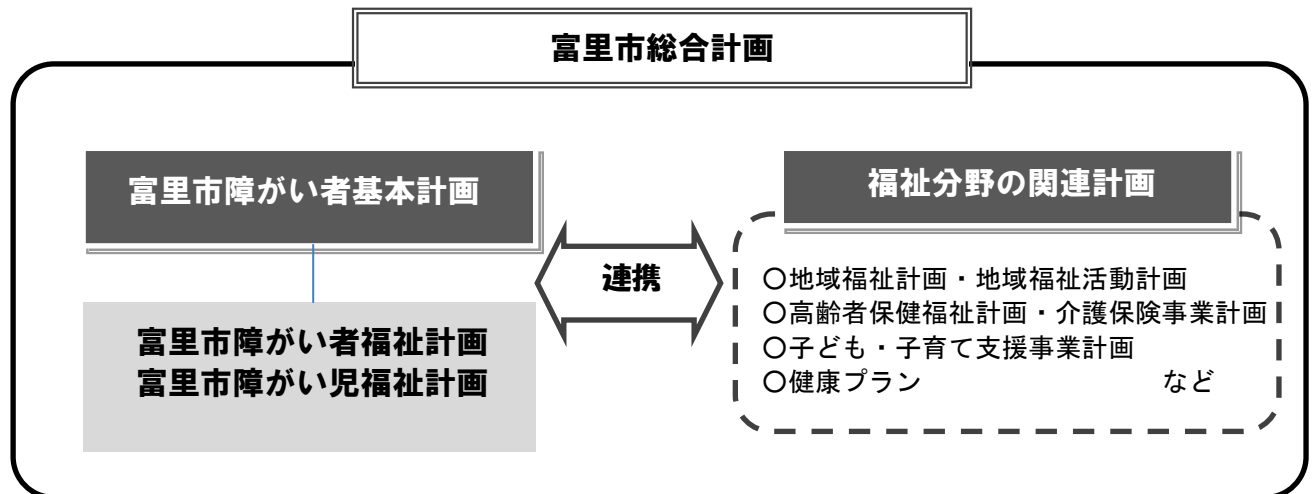
これらを踏まえ本市では、「富里市障がい者基本計画・障がい福祉計画」の障がい福祉計画部分を改定し、平成24年4月からは「第3期障がい福祉計画」、平成27年4月からは「第4期障がい福祉計画」、平成30年4月からは「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を施行し、障害福祉サービス等の提供状況の評価と見直しを進めてまいりました。

このたび、「富里市障がい者基本計画」計画期間の終了に伴い、現行計画の成果を引き続き発展させるとともに、残された課題や新たな課題の解決に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第2次富里市障がい者基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

第2次富里市障がい者基本計画（以下「障がい者基本計画」という。）は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」を法令根拠とするものです。

国の「障害者基本計画」、県の「第六次千葉県障害者計画」を踏まえ、「富里市総合計画」を上位計画として、本市における障がい者施策に関する基本的な指針とします。



第3節 計画の期間

障がい者基本計画の期間は2019年度から2026年度までの8年間とします。なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	第2次富里市障がい者基本計画							
	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		

第4節 障がい者の定義

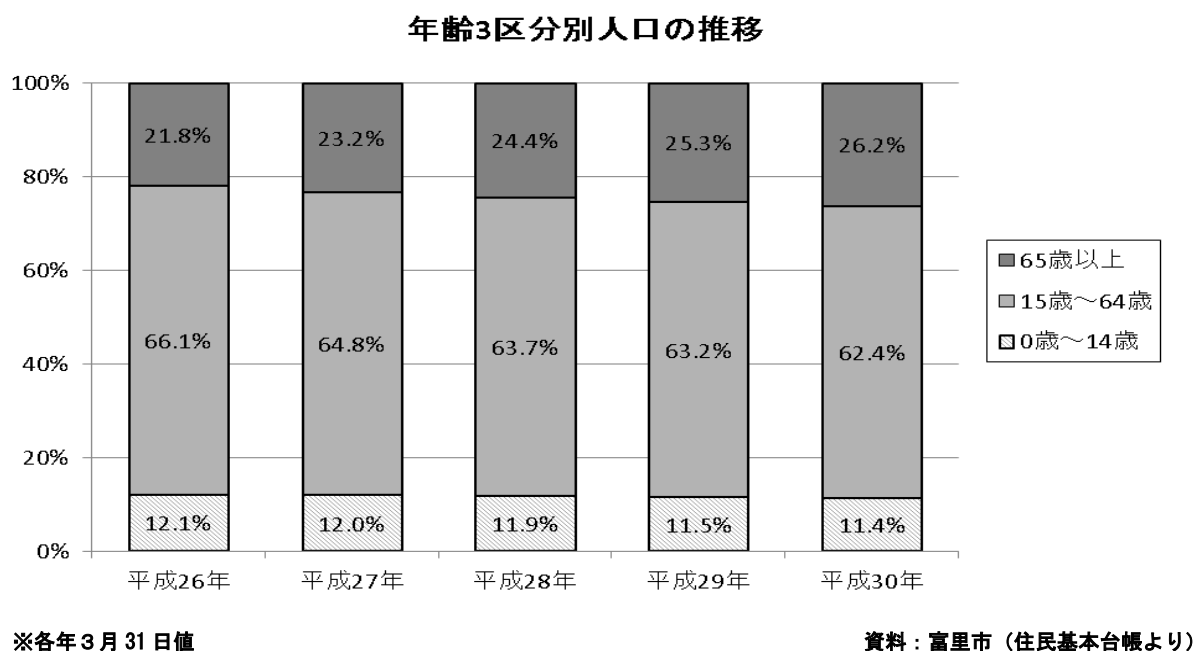
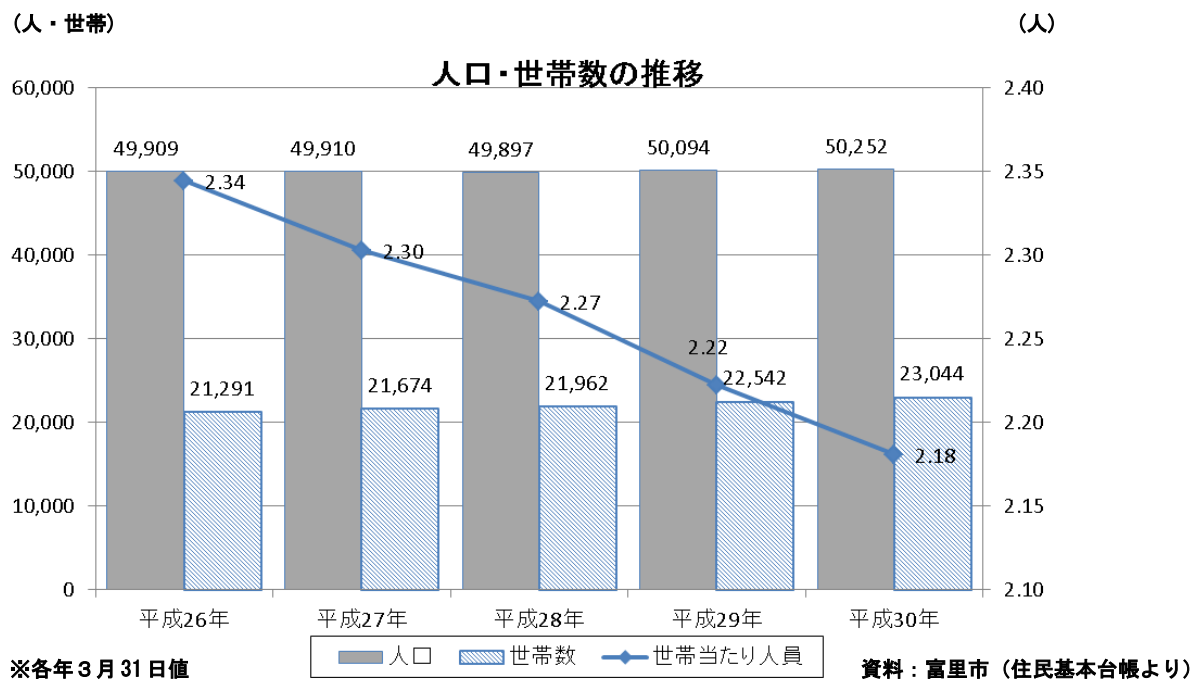
障がい者基本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」及び、障害者基本法の附帯決議による「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの」を対象とします。

なお、障がい者基本計画においては、法律等に基づく用語等については「障害」と表記し、それ以外の用語については、「障がい」と表記します。

第2章 富里市を取り巻く現状

第1節 人口・世帯数の状況

本市の人口は微増傾向にあり、平成30年で50,252人となっています。世帯数についても年々増加していますが、1世帯当たりの人員については減少しており、平成30年で2.18人となっています。年齢3区分別人口では、65歳未満の人口が減少するとともに、65歳以上の高齢者人口が増加し、少子高齢化が進行しています。



第2節 障がい者の状況

1 身体障害者手帳所持者数の障がい種別推移

身体障害者手帳所持者数については、やや増加しており、年代別でみると65歳以上の高齢者の人数が増加しています。特に「内部障がい」で65歳以上の人数が年々増加傾向にあります。

単位:人

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
視覚障がい	18歳未満	1	1	1	1	1
	18歳～64歳	12	12	12	14	14
	65歳以上	56	53	52	53	54
	合計	69	66	65	68	69
聴覚・平行 機能障がい	18歳未満	3	2	3	2	3
	18歳～64歳	27	28	28	25	27
	65歳以上	58	55	60	56	57
	合計	88	85	91	83	87
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	6	6	7	8	8
	65歳以上	5	7	8	8	9
	合計	11	13	15	16	17
肢体不自由	18歳未満	16	17	21	20	19
	18歳～64歳	297	270	292	276	271
	65歳以上	417	397	433	406	406
	合計	730	684	746	702	696
内部障がい	18歳未満	4	4	6	5	4
	18歳～64歳	128	126	114	118	111
	65歳以上	226	232	264	274	305
	合計	358	362	384	397	420
合計	18歳未満	24	24	31	28	27
	18歳～64歳	470	442	453	441	431
	65歳以上	762	744	817	797	831
	合計	1,256	1,210	1,301	1,266	1,289

※各年3月31日値

資料:千葉県

2 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

身体障害者手帳所持者数等級別では、「1級」、「4級」の65歳以上が増加する傾向となっています。

単位:人

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1級	18歳未満	12	14	18	17	14
	18歳～64歳	146	141	144	149	138
	65歳以上	235	226	251	248	266
	合計	393	381	413	414	418
2級	18歳未満	2	2	3	3	5
	18歳～64歳	72	66	71	70	77
	65歳以上	112	106	117	104	111
	合計	186	174	191	177	193
3級	18歳未満	1	1	1	1	1
	18歳～64歳	78	70	72	67	62
	65歳以上	126	127	131	135	129
	合計	205	198	204	203	192
4級	18歳未満	3	2	2	2	2
	18歳～64歳	116	109	105	100	96
	65歳以上	206	208	224	222	239
	合計	325	319	331	324	337
5級	18歳未満	1	1	2	2	0
	18歳～64歳	32	31	33	32	35
	65歳以上	42	40	55	49	46
	合計	75	72	90	83	81
6級	18歳未満	5	4	5	3	5
	18歳～64歳	26	25	28	23	23
	65歳以上	41	37	39	39	40
	合計	72	66	72	65	68
合計	18歳未満	24	24	31	28	27
	18歳～64歳	470	442	453	441	431
	65歳以上	762	744	817	797	831
	合計	1,256	1,210	1,301	1,266	1,289

※各年3月31日値

資料:千葉県

3 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者については、年々増加しています。等級別にみると、18歳未満の軽度・中度、18歳以上の重度が増加している傾向にあります。

単位:人

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
18歳未満	軽度	41	49	51	57	60
	中度	10	14	12	13	17
	重度	14	16	17	19	17
	合計	65	79	80	89	94
18歳以上	軽度	62	66	82	101	101
	中度	63	57	58	59	64
	重度	120	119	119	126	130
	合計	245	242	259	286	295
合計	軽度	103	115	133	158	161
	中度	73	71	70	72	81
	重度	134	135	136	145	147
	合計	310	321	339	375	389

※各年3月31日値

資料:千葉県

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者については、年々増加しています。等級別に見ても全体的に増加する傾向にあります。

単位:人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1級	24	26	23	30	35
2級	132	146	154	179	177
3級	52	56	58	63	68
合計	208	228	235	272	280

※各年3月31日値

資料:千葉県

5 自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者は、年々増加しており、5年間で119人増えています。

単位:人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
精神通院 受給者証	446	462	505	543	565

※各年3月31日値

資料:千葉県

6 特定医療費（指定難病）受給者証等所持者数

特定医療費（指定難病）受給者証等の所持者数は、対象疾病が増えていることから、年々増加しています。

単位:人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定医療費(指定難病) 受給者証等	309	335	356	361	390

※各年3月31日値

資料:千葉県

第3節 アンケート結果からみた現状

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、障がい者基本計画を策定するに当たり、障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、ご意見やご要望などを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査設計

調査地域 : 市内全域

調査対象者 : 富里市に住民登録がある身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者、及び特定医療費（指定難病）受給者証所持者

調査期間 : 平成30年8月16日～平成30年9月14日

調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(3) 調査対象者数

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病	合計
520	160	240	80	1,000

(4) 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000	523	52.3%

(5) アンケート結果の見方

- ・グラフのn数は有効標本数（集計対象者総数）を表しています。障がい別のn数は、複数の障がいがある方は、障がいごとに集計しているため、総和は全体のn数より多くなります。
- ・回答結果の割合「%」は有効標本数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。

2 アンケートの結果

(1) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること 【複数回答】

現在の生活で困っていることや不安に思うことについては、「自分の健康や体力に自信がない」が40.7%と最も多く、次いで「特に困っていることはない」が26.2%、「家族など介助者の健康状態が不安」が21.2%となっています。障がい別に見ると身体障がい、精神障がい、難病では「自分の健康や体力に自信がない」、知的障がいでは「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が最も多くなっています。健康や体力に不安を感じる方が多い傾向にあります。

【全体】 n=523

身の回りの支援をしてくれる人がいない	2.5%
一緒に暮らす人がいない	3.3%
働くところがない	7.6%
生活に必要なお金が足りない	20.7%
趣味や生きがいが見つからない	10.3%
生活をする上で必要な情報が得られない	4.8%
自分の健康や体力に自信がない	40.7%
家族など介助者の健康状態が不安	21.2%
一緒に暮らしている人との関係が良くない	3.8%
風呂やトイレなど家の設備が不便	6.3%
将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	20.1%
その他	6.7%
特に困っていることはない	26.2%
無回答	6.7%

【障がい別】

	身体障がい (n=296)	知的障がい (n=97)	精神障がい (n=112)	難病 (n=58)
身の回りの支援をしてくれる人がいない	2.0%	3.1%	3.6%	1.7%
一緒に暮らす人がいない	3.7%	3.1%	3.6%	1.7%
働くところがない	4.7%	10.3%	17.0%	3.4%
生活に必要なお金が足りない	18.9%	14.4%	33.9%	20.7%
趣味や生きがいが見つからない	7.4%	9.3%	23.2%	8.6%
生活をする上で必要な情報が得られない	2.7%	8.2%	7.1%	5.2%
自分の健康や体力に自信がない	41.9%	25.8%	51.8%	51.7%
家族など介助者の健康状態が不安	20.6%	20.6%	19.6%	32.8%
一緒に暮らしている人との関係が良くない	1.4%	7.2%	8.0%	1.7%
風呂やトイレなど家の設備が不便	6.4%	8.2%	6.3%	12.1%
将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	16.6%	35.1%	28.6%	15.5%
その他	6.8%	2.1%	10.7%	6.9%
特に困っていることはない	27.7%	26.8%	18.8%	19.0%
無回答	5.4%	9.3%	3.6%	3.4%

（２）悩みや困ったときの相談相手について 【複数回答】

悩みや困ったことを相談する人については、「家族・親族」が78.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が20.8%、「病院・診療所（医療相談）」が15.9%となっています。障がい別に見ると、いずれも「家族・親族」が最も多く、次いで身体障がい、難病では「友人・知人」、知的障がいでは「福祉サービスを受けているところ（施設・作業所・事業所）」、精神障がいでは「病院・診療所（医療相談）」が多くなっています。

【全体】 n=523

家族・親族	78.8%
友人・知人	20.8%
近所の人	4.2%
保育所（園）・こども園・幼稚園・学校	1.0%
職場	2.5%
病院・診療所（医療相談）	15.9%
福祉サービスを受けているところ	11.5%
ケアマネージャー	9.0%
ヘルパー	2.9%
市役所の職員	5.7%
相談支援事業所など	1.3%
地域包括支援センター	3.1%
民生委員、児童委員	1.1%
障害者相談員	1.7%
障害者（児）団体	1.1%
相談する人はいない	5.4%
その他	1.5%
無回答	3.6%

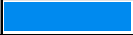
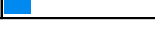
【障がい別】

	身体障がい (n=296)	知的障がい (n=97)	精神障がい (n=112)	難病 (n=58)
家族・親族	82.8%	78.2%	78.2%	86.2%
友人・知人	21.3%	9.3%	24.1%	24.1%
近所の人	5.4%	1.0%	3.6%	5.2%
保育所（園）・こども園・幼稚園・学校	0.3%	5.2%	0.0%	0.0%
職場	1.7%	2.1%	4.5%	0.0%
病院・診療所（医療相談）	12.2%	7.2%	33.0%	17.2%
福祉サービスを受けているところ	5.7%	38.1%	10.7%	8.6%
ケアマネージャー	11.5%	0.0%	1.8%	20.7%
ヘルパー	3.7%	3.1%	0.9%	1.7%
市役所の職員	6.4%	4.1%	5.4%	6.9%
相談支援事業所など	2.0%	3.1%	0.9%	0.0%
地域包括支援センター	4.1%	3.1%	0.9%	1.7%
民生委員、児童委員	1.4%	0.0%	0.0%	3.4%
障害者相談員	1.4%	6.2%	0.0%	1.7%
障害者（児）団体	0.7%	3.1%	0.9%	0.0%
相談する人はいない	4.4%	3.1%	10.7%	0.0%
その他	0.3%	1.0%	4.5%	0.0%
無回答	3.4%	3.1%	2.7%	0.0%

(3) 介助者について

介助者については、「夫・妻」が27.7%と最も多く、次いで「介助は受けてない」が23.3%、「父・母」が21.0%となっています。障がい別に見ると、身体障がい、難病では「夫・妻」が、知的障がい、精神障がいでは「父・母」が多くなっています。全体的に家族の介助で生活されている方が多くなっています。

【全体】 n=523

父・母		21.0%
夫・妻		27.7%
子どもやその配偶者		11.3%
兄弟姉妹やその配偶者		1.5%
孫やその配偶者		0.4%
祖父・祖母		0.2%
その他の親族		0.8%
友人・知人・近所の人		0.2%
ヘルパー		0.8%
施設や病院の職員		8.4%
ボランティア		0.0%
その他		0.2%
介助は受けていない		23.3%
無回答		4.2%

【障がい別】

	身体障がい (n=296)	知的障がい (n=97)	精神障がい (n=112)	難病 (n=58)
父・母	 9.5%	 54.6%	 34.8%	 17.2%
夫・妻	 35.8%	 2.1%	 24.1%	 34.5%
子どもやその配偶者	 15.9%	 0.0%	 0.9%	 10.3%
兄弟姉妹やその配偶者	 1.0%	 2.1%	 2.7%	 3.4%
孫やその配偶者	 0.7%	 0.0%	 0.0%	 0.0%
祖父・祖母	 0.0%	 1.0%	 0.0%	 0.0%
その他の親族	 1.0%	 0.0%	 0.0%	 0.0%
友人・知人・近所の人	 0.0%	 0.0%	 0.0%	 1.7%
ヘルパー	 1.0%	 1.0%	 0.0%	 0.0%
施設や病院の職員	 5.7%	 28.9%	 6.3%	 1.7%
その他	 0.0%	 0.0%	 0.0%	 0.0%
介助は受けていない	 24.7%	 7.2%	 26.8%	 24.1%
無回答	 4.7%	 3.1%	 4.5%	 6.9%

（４）介助者の年齢について

介助者の年齢については、「６５～７４歳」が３３．０％で最も多く、次いで「７５歳以上」，「５０～５９歳」が多くなっています。障がい別に見ても、いずれも「６５～７４歳」が最も多く、介助をする方の高齢化がうかがえます。

【全体】 n=320

29歳以下		0.6%
30～39歳		3.3%
40～49歳		13.9%
50～59歳		15.8%
60～64歳		9.1%
65～74歳		33.0%
75歳以上		18.8%
無回答		5.5%

【障がい別】

	身体障がい (n=189)	知的障がい (n=58)	精神障がい (n=70)	難病 (n=39)
29歳以下	0.5%	1.7%	0.0%	0.0%
30～39歳	3.2%	1.7%	4.3%	2.6%
40～49歳	9.0%	22.4%	20.0%	7.7%
50～59歳	15.9%	20.7%	14.3%	12.8%
60～64歳	9.0%	6.9%	10.0%	7.7%
65～74歳	36.0%	34.5%	25.7%	35.9%
75歳以上	21.2%	6.9%	18.6%	30.8%
無回答	5.3%	5.2%	7.1%	2.6%

(5) 外出方法 【複数回答】

外出方法については、「自動車に乗せてもらう」が51.8%と最も多く、次いで「自動車を自分で運転する」32.1%、「徒歩」28.5%となっています。障がい別に見ても、いずれも「自動車に乗せてもらう」が最も多く、公共交通機関よりも自動車の利用が多くなっています。

【全体】 n=523

徒歩		28.5%
自転車		9.8%
車いす		7.3%
自動車を自分で運転する		32.1%
自動車に乗せてもらう		51.8%
電車		10.9%
バス		14.7%
タクシー		5.4%
移送サービス		4.0%
その他		1.9%
無回答		2.7%

【障がい別】

	身体障がい (n=296)	知的障がい (n=97)	精神障がい (n=112)	難病 (n=58)
徒歩	 25.3%	 35.1%	 30.4%	 20.7%
自転車	 4.1%	 15.5%	 17.9%	 6.9%
車いす	 10.8%	 7.2%	 2.7%	 6.9%
自動車を自分で運転する	 37.2%	 2.1%	 36.6%	 29.3%
自動車に乗せてもらう	 48.0%	 71.1%	 50.9%	 62.1%
電車	 9.8%	 8.2%	 13.4%	 8.6%
バス	 13.9%	 13.4%	 18.8%	 12.1%
タクシー	 8.1%	 0.0%	 4.5%	 3.4%
移送サービス	 5.1%	 4.1%	 2.7%	 3.4%
その他	 1.7%	 2.1%	 1.8%	 1.7%
無回答	 2.7%	 2.1%	 0.0%	 3.4%

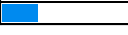
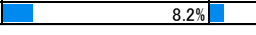
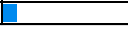
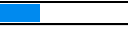
（６）外出するときに困ること 【複数回答】

外出するときに困ることについては、「特にない」が34.2%と最も多く、次いで「介助者がいないと外出できない」が27.7%、「バスや鉄道などが利用しにくい（乗り降りが難しいなど）」が18.4%となっています。障がい別に見ても同じ傾向ですが、知的障がいでは「休憩できる場所が少ない」、難病では「歩道に問題が多い」も多くなっています。

【全体】 n=523

バスや鉄道などが利用しにくい(乗り降りが難しいなど)		18.4%
障害者用の駐車場がない, または少ない		10.7%
歩道に問題が多い		11.7%
建物の設備が利用しにくい		10.9%
休憩ができる場所が少ない		14.3%
介助者がいないと外出できない		27.7%
介助者を頼むと利用料を負担しなければならない		6.5%
その他		5.2%
特にない		34.2%
無回答		9.0%

【障がい別】

	身体障がい (n=296)	知的障がい (n=97)	精神障がい (n=112)	難病 (n=58)
バスや鉄道などが利用しにくい(乗り降りが難しいなど)	 15.9%	 22.7%	 17.0%	 19.0%
障害者用の駐車場がない, または少ない	 14.2%	 14.4%	 6.3%	 10.3%
歩道に問題が多い	 9.1%	 18.6%	 8.0%	 20.7%
建物の設備が利用しにくい	 13.2%	 18.6%	 8.0%	 8.6%
休憩ができる場所が少ない	 13.9%	 19.6%	 13.4%	 12.1%
介助者がいないと外出できない	 25.7%	 55.7%	 21.4%	 31.0%
介助者を頼むと利用料を負担しなければならない	 5.7%	 9.3%	 4.5%	 10.3%
その他	 4.1%	 4.1%	 11.6%	 5.2%
特にない	 35.8%	 17.5%	 40.2%	 24.1%
無回答	 9.8%	 8.2%	 3.6%	 13.8%

（７）通園・通学において困っていること、心配なことについて 【複数回答】

通園・通学において困っていること、心配なことについては、「特にない」が40.0%と最も多く、次いで「同級生や友だちとの関係」が30.0%となっています。障がい別に見ると身体障がい、精神障がいでは「交通手段や送迎」、知的障がいでは「放課後の過ごし方」、「卒業後の進路についての情報不足」も多くなっています。

【全体】 n=20

交通手段や送迎		15.0%
園や学校に障害者用の設備や機器がない		0.0%
園や学校の人的支援の不足		10.0%
同級生や友だちとの関係		30.0%
教職員の指導方法		5.0%
他の保護者との関係		5.0%
放課後の過ごし方		15.0%
卒業後の進路についての情報不足		15.0%
経済的負担		10.0%
その他		5.0%
特にない		40.0%
無回答		5.0%

【障がい別】

	身体障がい (n=2)	知的障がい (n=15)	精神障がい (n=4)	難病 (n=1)
交通手段や送迎	50.0%	13.3%	50.0%	0.0%
園や学校に障害者用の設備や機器がない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
園や学校の人的支援の不足	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%
同級生や友だちとの関係	0.0%	33.3%	25.0%	0.0%
教職員の指導方法	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%
他の保護者との関係	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%
放課後の過ごし方	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
卒業後の進路についての情報不足	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
経済的負担	0.0%	6.7%	25.0%	0.0%
その他	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%
特にない	0.0%	33.3%	50.0%	100.0%
無回答	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（８）仕事をするうえで、困っていることについて 【複数回答】

仕事をするうえで、困っていることについては、「困っていることはない」が36.2%と最も多く、次いで「給料が少ない」が31.9%、「人間関係が難しい」が15.5%となっています。障がい別に見ると、知的障がいでは「人間関係が難しい」が40.0%、精神障がいでは「給料が少ない」が56.3%と最も多くなっています。

【全体】 n=116

給料が少ない		31.9%
仕事の内容が難しい		12.1%
身分が不安定		6.9%
人間関係が難しい		15.5%
通勤が大変		6.9%
障害に対する理解がない		12.1%
トイレなど障害者用の設備が不十分		2.6%
職場に障害者用の設備や機器がない		2.6%
障害があるために昇給や昇進に差がある		3.4%
休みがとりにくい		13.8%
その他		4.3%
困っていることはない		36.2%
無回答		2.6%

【障がい別】

	身体障がい (n=65)	知的障がい (n=15)	精神障がい (n=32)	難病 (n=7)
給料が少ない	24.6%	33.3%	56.3%	28.6%
仕事の内容が難しい	4.6%	26.7%	21.9%	0.0%
身分が不安定	4.6%	6.7%	12.5%	0.0%
人間関係が難しい	7.7%	40.0%	21.9%	0.0%
通勤が大変	4.6%	6.7%	12.5%	0.0%
障害に対する理解がない	9.2%	6.7%	18.8%	14.3%
トイレなど障害者用の設備が不十分	4.6%	6.7%	0.0%	14.3%
職場に障害者用の設備や機器がない	3.1%	13.3%	3.1%	0.0%
障害があるために昇給や昇進に差がある	3.1%	13.3%	6.3%	0.0%
休みがとりにくい	12.3%	6.7%	25.0%	0.0%
その他	3.1%	6.7%	12.5%	0.0%
困っていることはない	44.6%	13.3%	12.5%	42.9%
無回答	3.1%	0.0%	3.1%	0.0%

（９）障がいのある人が、仕事をしていくための支援について 【複数回答】

仕事をしていくための支援として必要なことについては、「障害や病状に応じた勤務体制」が29.1%と最も多く、次いで「障害について職場で理解を深めていくこと」が26.5%、「自分に合った仕事を見つける支援」が24.7%となっています。障がい別に見ると、身体障がい、精神障がいでは「障害や病状に応じた勤務体制」が最も多くなっていますが、知的障がいでは「障害について職場で理解を深めていくこと」が、難病では「自分に合った仕事を見つける支援」が最も多くなっており、障がいにより必要な支援が異なっています。

【全体】 n=385

職場の施設を障害のある人も使いやすくすること	22.6%
障害のある人が安全に通勤できるよう、道路や交通を整備すること	16.1%
自分で通勤をできるようにするための訓練や支援	13.0%
障害や病状に応じた勤務体制	29.1%
ジョブコーチなどからの支援	13.0%
仕事の内容や職場の人間関係など、働くことに関する相談支援	16.9%
職場で自分の考えを伝えるときの支援	10.1%
自分に合った仕事や求人情報	20.5%
自分に合った仕事を見つける支援	24.7%
職場に行かず、自宅でも仕事ができるようにすること	16.4%
働く前に、職場で仕事を体験させること（インターンシップなど）	12.7%
障害の特性に合った職業訓練	19.7%
障害について職場で理解を深めていくこと	26.5%
その他	2.1%
特になし	10.4%
無回答	34.3%

【障がい別】

	身体障がい (n=229)	知的障がい (n=66)	精神障がい (n=75)	難病 (n=50)
職場の施設を障害のある人も使いやすくすること	23.6%	21.2%	18.7%	24.0%
障害のある人が安全に通勤できるよう、道路や交通を整備すること	14.0%	24.2%	20.0%	12.0%
自分で通勤をできるようにするための訓練や支援	12.7%	16.7%	14.7%	10.0%
障害や病状に応じた勤務体制	28.4%	24.2%	42.7%	24.0%
ジョブコーチなどからの支援	10.5%	21.2%	21.3%	6.0%
仕事の内容や職場の人間関係など、働くことに関する相談支援	11.8%	22.7%	32.0%	14.0%
職場で自分の考えを伝えるときの支援	6.1%	25.8%	18.7%	4.0%
自分に合った仕事や求人情報	18.3%	12.1%	36.0%	10.0%
自分に合った仕事を見つける支援	21.0%	25.8%	30.7%	26.0%
職場に行かず、自宅でも仕事ができるようにすること	16.6%	16.7%	26.7%	10.0%
働く前に、職場で仕事を体験させること（インターンシップなど）	10.0%	16.7%	20.0%	14.0%
障害の特性に合った職業訓練	17.5%	28.8%	24.0%	16.0%
障害について職場で理解を深めていくこと	22.7%	45.5%	34.7%	18.0%
その他	1.3%	3.0%	6.7%	2.0%
特になし	11.8%	7.6%	10.7%	10.0%
無回答	40.6%	16.7%	16.0%	46.0%

（１０）情報を知りたいときに困ることについて 【複数回答】

情報を知りたいときに困ることについては、「どこに情報があるかわからない」が３９．６％と最も多く、次いで「特に困っていることはない」が２７．３％、「情報の内容が難しく、わかりにくい」が２０．８％となっています。障がい別に見ると、いずれも「どこに情報があるかわからない」が最も多くなっています。知的障がい、精神障がいでは「情報の内容が難しく、わかりにくい」も多くなっています。全体的に情報の入手先、内容の難しさに関する意見が多くなっています。

【全体】 n=523

どこに情報があるかわからない		39.6%
情報の内容が難しく、わかりにくい		20.8%
点字版や音声コードなどによる情報が少ない		0.8%
パソコンなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない		16.6%
パソコンなどを持っていないため、インターネットが利用できない		15.7%
その他		2.1%
特に困っていることはない		27.3%
無回答		16.1%

【障がい別】

	身体障がい (n=296)	知的障がい (n=97)	精神障がい (n=112)	難病 (n=58)
どこに情報があるかわからない	33.1%	49.5%	57.1%	34.5%
情報の内容が難しく、わかりにくい	15.5%	33.0%	22.3%	17.2%
点字版や音声コードなどによる情報が少ない	0.0%	3.1%	0.9%	0.0%
パソコンなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない	17.9%	18.6%	12.5%	22.4%
パソコンなどを持っていないため、インターネットが利用できない	17.2%	13.4%	14.3%	20.7%
その他	1.7%	2.1%	5.4%	1.7%
特に困っていることはない?	28.4%	21.6%	27.7%	25.9%
無回答	18.9%	12.4%	5.4%	19.0%

（１１）地震など災害の時に困ることについて 【複数回答】

災害のときに困ることについては、「避難所での生活が不安」が５１．８％と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられないこと」が４７．４％、「安全な場所まで、素早く避難できないこと」が３９．６％となっています。障がい別に見ると、知的障がいでは「周りの人とコミュニケーションが取れないこと」が５割以上、精神障がいや難病では「投薬や治療が受けられないこと」が６割前後と最も多くなっています。全体的に避難所での生活や治療に不安を感じる方が多くなっています。

【全体】 n=523

投薬や治療が受けられないこと	47.4%
避難場所を知らないこと	29.3%
避難場所まで、どのように行けばいいかわからないこと	22.4%
安全な場所まで、素早く避難できないこと	39.6%
防災無線が聞こえない・防災無線の内容がわからないこと	33.7%
緊急時に情報を知る・連絡する方法がないこと	22.0%
周りの人とコミュニケーションが取れないこと	23.3%
介助者がいないこと	9.9%
補装具の使用が大変になること	6.1%
避難所での生活が不安	51.8%
その他	2.3%
特に困ることはない	7.3%
無回答	6.7%

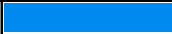
【障がい別】

	身体障がい (n=296)	知的障がい (n=97)	精神障がい (n=112)	難病 (n=58)
投薬や治療が受けられないこと	44.6%	42.3%	63.4%	56.9%
避難場所を知らないこと	23.0%	45.4%	35.7%	31.0%
避難場所まで、どのように行けばいいかわからないこと	17.2%	41.2%	27.7%	20.7%
安全な場所まで、素早く避難できないこと	41.6%	49.5%	32.1%	50.0%
防災無線が聞こえない・防災無線の内容がわからないこと	33.4%	45.4%	30.4%	31.0%
緊急時に情報を知る・連絡する方法がないこと	18.2%	44.3%	21.4%	22.4%
周りの人とコミュニケーションが取れないこと	13.5%	50.5%	34.8%	19.0%
介助者がいないこと	6.4%	23.7%	8.9%	6.9%
補装具の使用が大変になること	6.1%	4.1%	4.5%	8.6%
避難所での生活が不安	51.0%	46.4%	57.1%	53.4%
その他	2.4%	1.0%	4.5%	1.7%
特に困ることはない	8.4%	3.1%	7.1%	3.4%
無回答	8.4%	4.1%	3.6%	3.4%

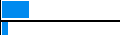
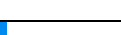
（１２）避難所での生活で困ることについて 【複数回答】

避難所での生活で困ることについては、「移動や歩行が難しいこと」が３５．１％と最も多く、次いで「体を清潔に保つのが難しいこと」が３４．７％、「情報の入手やコミュニケーションを取ることが難しいこと」が３３．９％となっています。障がい別に見ると、身体障がい、難病では「一般のトイレが利用できないこと」、知的障がい、精神障がいでは「周りの人の理解と支援が得られないこと」も多くなっています。

【全体】 n=271

一般のトイレが利用できないこと		33.2%
ベッドがないと生活できないこと		28.8%
情報の入手やコミュニケーションを取ることが難しいこと		33.9%
通常の食事ができないこと		17.7%
移動や歩行が難しいこと		35.1%
体を清潔に保つのが難しいこと		34.7%
周りの人の理解と支援が得られないこと		27.3%
その他		9.2%
無回答		3.3%

【障がい別】

	身体障がい (n=151)	知的障がい (n=45)	精神障がい (n=64)	難病 (n=31)
一般のトイレが利用できないこと	 37.7%	 20.0%	 31.3%	 41.9%
ベッドがないと生活できないこと	 39.7%	 4.4%	 17.2%	 32.3%
情報の入手やコミュニケーションを取ることが難しいこと	 23.8%	 64.4%	 51.6%	 22.6%
通常の食事ができないこと	 19.2%	 17.8%	 20.3%	 19.4%
移動や歩行が難しいこと	 45.0%	 17.8%	 15.6%	 48.4%
体を清潔に保つのが難しいこと	 35.8%	 35.6%	 32.8%	 38.7%
周りの人の理解と支援が得られないこと	 14.6%	 55.6%	 46.9%	 22.6%
その他	 8.6%	 4.4%	 15.6%	 0.0%
無回答	 2.0%	 6.7%	 1.6%	 6.5%

（１３）差別や偏見などを受けた経験について 【複数回答】

差別や偏見を受けたり感じることもあるかについては、「特に感じることはない」が54.1%と最も多く、次いで「じろじろと見られる」が13.0%、「職場や学校での人とのつきあい」が6.9%となっています。障がい別に見ると、いずれも「特に感じることはない」が最も多く、次いで身体障がい、知的障がい、精神障がいでは「じろじろと見られる」が、難病では「交通機関の対応」が多くなっています。

【全体】 n=523

仕事の内容や給料の額	4.0%
職場や学校での人とのつきあい	6.9%
親族関係の集まりの場	3.6%
スポーツ・趣味の活動	2.3%
地域の行事・集まり	4.0%
じろじろと見られる	13.0%
公共機関の職員の対応	4.4%
お店などでの対応	4.8%
交通機関の対応	4.6%
その他	3.6%
特に感じることはない	54.1%
無回答	18.0%

【障がい別】

	身体障がい (n=296)	知的障がい (n=97)	精神障がい (n=112)	難病 (n=58)
仕事の内容や給料の額	1.4%	6.2%	9.8%	3.4%
職場や学校での人とのつきあい	3.0%	11.3%	13.4%	3.4%
親族関係の集まりの場	1.4%	6.2%	8.0%	3.4%
スポーツ・趣味の活動	1.4%	4.1%	4.5%	3.4%
地域の行事・集まり	2.7%	11.3%	3.6%	1.7%
じろじろと見られる	8.8%	28.9%	17.0%	5.2%
公共機関の職員の対応	2.7%	8.2%	7.1%	3.4%
お店などでの対応	3.4%	10.3%	5.4%	6.9%
交通機関の対応	4.4%	7.2%	4.5%	8.6%
その他	3.0%	6.2%	6.3%	3.4%
特に感じることはない	59.5%	36.1%	43.8%	56.9%
無回答	20.3%	17.5%	14.3%	24.1%

（１４）よりよく暮らしていくために必要なこと 【複数回答】

よりよく暮らしていくために必要なことについては、「市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」、「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」が、それぞれ 23.5% と最も多く、次いで、「何でも相談できる窓口をもっと多くつくる」が 19.9%、「障害に応じた専門相談ができる場所をつくる」が 19.5% となっています。障がい別に見ると、いずれも相談窓口の充実や手続きの簡素化を求める声が多くなっています。

【全体】 n=523

何でも相談できる窓口をもっと多くつくる	19.9%
障害に応じた専門相談ができる場所をつくる	19.5%
市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする	23.5%
福祉サービス利用の手続きを簡単にする	23.5%
保健や福祉の専門的な人をふやす	8.6%
生きがいをつくるために活動する場所をふやす	8.6%
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動などをふやす	5.5%
障害があってもなくても、住民同士がふれあえる機会や場をふやす	4.4%
いろいろなボランティア活動をふやす	1.5%
仕事につくための訓練の場をふやす	6.1%
自宅での生活がしやすい福祉サービスをふやす	9.0%
日常生活の介助や生活訓練などが受けられる通いの施設をふやす	5.0%
グループホームなど地域で生活するための場所をふやす	3.8%
障害があってもなくても、ともに学べるような保育・教育内容を進める	3.3%
差別や偏見をなくすため、学びの場や広報を進める	4.4%
利用しやすいよう道路・建物などのバリアフリー化を進める	11.3%
災害のときに避難しやすいような支援体制を進める	12.6%
日常の生活費などお金や大事な書類を管理してくれるサービス	3.6%
自分の財産や権利を守ってくれるサービス	5.4%
その他	3.1%
無回答	25.4%

【障がい別】

	身体障がい (n=296)	知的障がい (n=97)	精神障がい (n=112)	難病 (n=58)
何でも相談できる窓口をもっと多くつくる	15.9%	19.6%	30.4%	22.4%
障害に応じた専門相談ができる場所をつくる	16.9%	19.6%	25.9%	22.4%
市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする	25.0%	13.4%	25.9%	37.9%
福祉サービス利用の手続きを簡単にする	24.0%	17.5%	25.0%	37.9%
保健や福祉の専門的な人をふやす	6.1%	15.5%	11.6%	12.1%
生きがいをつくるために活動する場所をふやす	5.4%	15.5%	10.7%	5.2%
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動などをふやす	5.4%	7.2%	4.5%	3.4%
障害があってもなくても、住民同士がふれあえる機会や場をふやす	5.1%	7.2%	0.0%	3.4%
仕事につくための訓練の場をふやす	2.4%	8.2%	15.2%	0.0%
自宅での生活がしやすい福祉サービスをふやす	10.5%	4.1%	8.0%	12.1%
日常生活の介助や生活訓練などが受けられる通いの施設をふやす	5.1%	8.2%	5.4%	3.4%
グループホームなど地域で生活するための場所をふやす	4.7%	6.2%	2.7%	3.4%
障害があってもなくても、ともに学べるような保育・教育内容を進める	3.0%	4.1%	4.5%	1.7%
差別や偏見をなくすため、学びの場や広報を進める	2.4%	7.2%	4.5%	12.1%
利用しやすいよう道路・建物などのバリアフリー化を進める	14.5%	11.3%	4.5%	12.1%
災害のときに避難しやすいような支援体制を進める	14.5%	11.3%	4.5%	12.1%
日常の生活費などお金や大事な書類を管理してくれるサービス	2.0%	7.2%	5.4%	3.4%
自分の財産や権利を守ってくれるサービス	3.7%	8.2%	8.0%	0.0%
その他	3.4%	4.1%	3.6%	3.4%
無回答	28.0%	23.7%	17.9%	15.5%

第4節 第1次計画の達成度の評価

第1次計画に位置づけられている各施策の「行政が取り組むこと」について、担当部署において自己点検と評価を行い、それらをもとに、基本目標及び施策の体系ごとの達成度を点数化しました。

・評価点数の考え方・

第1次計画における「行政が取り組むこと」「社会福祉協議会が取り組むこと」の達成度を下の評価基準表に基づいて「A」～「D」の4段階で評価しました。この評価を点数化し、施策ごと、基本目標ごとで平均値を算出した数値をそれぞれの評価点数としています。

【評価基準表】

評価	評価内容	達成状況	評価点数（点数換算）
A	計画どおり	達成率 80%以上	10
B	おおむね計画どおり	達成率 50%以上 80%未満	6
C	遅れがある・順調ではない	達成率 50%未満	3
D	取り組んでいない	達成率 0%	0

○「行政が取り組むこと」の評価点数（10 点満点中）

第1次計画全体	6.1
基本目標1 お互いの理解を深める広報啓発の充実	5.9
施策1-1 障がいのある人に対する理解の促進	6.9
施策1-2 ボランティア活動の促進	4.8
施策1-3 自主的活動とまちづくりへの参加促進	4.3
基本目標2 生活支援サービスの充実	7.1
施策2-1 相談・情報提供の充実	9.3
施策2-2 地域生活を支える福祉サービスの充実	6.6
施策2-3 生活安定のための施策の充実	7.0
施策2-4 移動支援の充実	3.0
基本目標3 安心の生活を支える保健・医療体制の整備	5.9
施策3-1 保健体制の充実	6.6
施策3-2 医療体制の充実	4.4

基本目標4 自分らしくいきいきと育つ保育・療育・教育体制の充実	8.8
施策4-1 早期療育体制の充実	8.5
施策4-2 障がい児保育の充実	8.4
施策4-3 障がいのある児童・生徒の教育の充実	9.4
基本目標5 働く喜びを感じることができる就労機会の拡大	4.4
施策5-1 就労機会の確保と拡大	3.8
施策5-2 総合的な支援施策の推進	6.0
基本目標6 安心して快適に暮らせるまちづくりの推進	4.7
施策6-1 障がいのある人に配慮した防犯・防災対策の充実	4.0
施策6-2 生活環境におけるバリアフリー化の推進	5.5
施策6-3 スポーツ・文化活動への参加推進	5.4

第5節 現状からみた富里市の課題

1 障がいに対する理解・啓発について

本市では、障がいのある人にとってもない人にとっても住みよいまちづくりをめざし、障がいに対する理解について、あらゆる機会を通じて市民への広報・啓発に取り組んでいます。

しかし、アンケート結果では、差別や偏見について「じろじろと見られること」や「職場や学校での人とのつきあい」で感じるとの回答がありました。また、仕事をするうえで困っていることとして「障がいに対する理解がない」との回答もあり、障がいに対する理解をさらに進める必要があります。

障害者総合支援法では、地域社会での共生を基本理念としており、市民や地域に対して障がいと障がいのある人に対する理解を進めていくことは、諸施策の基本となる重要な課題です。そのため、障がいのある人となない人が交流する機会の充実や、福祉教育などを通じた正しい知識の普及などについて、一層の取組が必要となっています。

2 生活支援サービスについて

私たちは、障がいのある人ない人を問わず、誰もが健康で文化的な社会生活を、自らの意思で自由に営むことができる地域社会を構築していかなければなりません。そのためには、安心して地域生活が送れるよう様々な条件整備が必要です。

アンケート結果では、よりよく暮らしていくために必要なこととして、福祉に関する情報をわかりやすくすること、福祉サービスの手続きの簡素化、相談窓口の充実が求められています。

今後さらに、障がいのある人の多様な生活状況に合わせて、多様な福祉サービスの充実とともに、生涯を通じて一貫性のある支援を図ることが求められています。

3 保健・医療体制について

障がいのある人にとっては、身体的・精神的な健康状態や諸機能を維持増進し、あるいは残存機能を活用していくことは、自立と自己実現をめざし、生活の質を高めていく上で欠かせません。

しかし、アンケート結果では、現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、「自分の健康や体力に自信がない」と回答した方が最も多くなっています。特に精神障がい、難病の方でその割合が高く、保健・医療・福祉が連携した支援の充実が求められています。

4 保育・療育・教育体制について

障がいのある子どもが、乳幼児期から学校卒業までのライフステージにおいて、一貫した療育支援を受けられるようにすることは、地域で自立した生活を営んでいくための第一歩となります。このため、関係機関が連携して療育支援を行っていくことが必要となっています。

また、近年、発達障害に対する理解が深まり、幼少時から障害福祉サービスを利用する方も増加傾向にあります。

今後も、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに合わせた保育・療育・教育ができるよう、体制の整備を進めていく必要があります。

5 就労支援について

障がいのある人が自立していくためには、経済的安定は不可欠であり、多様な就労形態を可能とするよう就労先を拡充するとともに、就労を継続していくための様々な支援の充実が求められています。

アンケート結果では、仕事をする上で困っていることについて、「給料が少ない」、「人間関係が難しい」といった回答が多くありました。また、仕事をしていくための支援として必要なこととして、「障がいや病状に応じた勤務体制」、「障がいについて職場で理解を深めていくこと」といった回答が多くありました。職場での待遇の改善や、障がいについての理解を深めていくことが課題となっています。

6 安心・安全なまちづくりについて

道路、公園及び建物などまちの施設を誰もが自由に利用できることは、障がいのある人の地域生活を支える上で重要となっています。アンケート結果では、よりよく暮らしていくために必要なことについて、「利用しやすいよう道路・建物などのバリアフリー化を進めること」が挙げられています。外出の際の移動手段としては、電車、バス、タクシーといった公共交通機関より、自動車を利用する人が多く、外出時に困ることでは、バスや鉄道などが利用しにくいとの回答が多くなっています。道路・建物などの整備と、利用しやすい交通手段の整備が求められています。

また、災害時に困ることとして、避難所での生活の不安や投薬・医療が受けられないことと回答した方が多くなっています。さらに、避難所での生活で困ることについては、移動や歩行が難しいこと、体を清潔に保つのが難しいことなど、障がい種別によって傾向が異なっています。障がいのある人それぞれの特性に応じて、避難場所の周知や避難行動への支援、避難場所での医療ケア体制の充実など、様々な対応が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

ノーマライゼーションとリハビリテーション

障がいのある人は、障がいのない人と違った特別な存在ではありません。障がいのある人が社会生活を営む上で不都合を感じる原因は、心身の障がいにあるのではなく、社会の在り方にあります。

この計画では、心身に障がいのある人も障がいのない人と同等の生活ができる地域社会が本来あるべき姿であるという考え方を示す「ノーマライゼーション」と、基本的人権の尊重のもとに、心身に障がいのある人も障がいのない人と同等の権利の回復を目指す「リハビリテーション」を基本理念とします。

※ ノーマライゼーションの考え方は、デンマークの「1959年法」が述べている「知的障がい者のために可能な限りノーマルな生活を創造する」という考え方に源流があると言われています。様々な場面で多義的に用いられていますが、一般には、障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方です。

※ リハビリテーションとは、基本的人権を尊重し、障がいのある人が教育、労働、経済などあらゆる社会面において、障がいのない人と同等の権利の回復を目指すという考え方です。

第2節 計画の目標

基本理念を踏まえ、目指すべき将来像を掲げ、総合的かつ体系的な施策の展開を図ることとします。

**障がいのある人も地域社会の一員として自立し、
自分らしくいきいきと暮らせるまち**

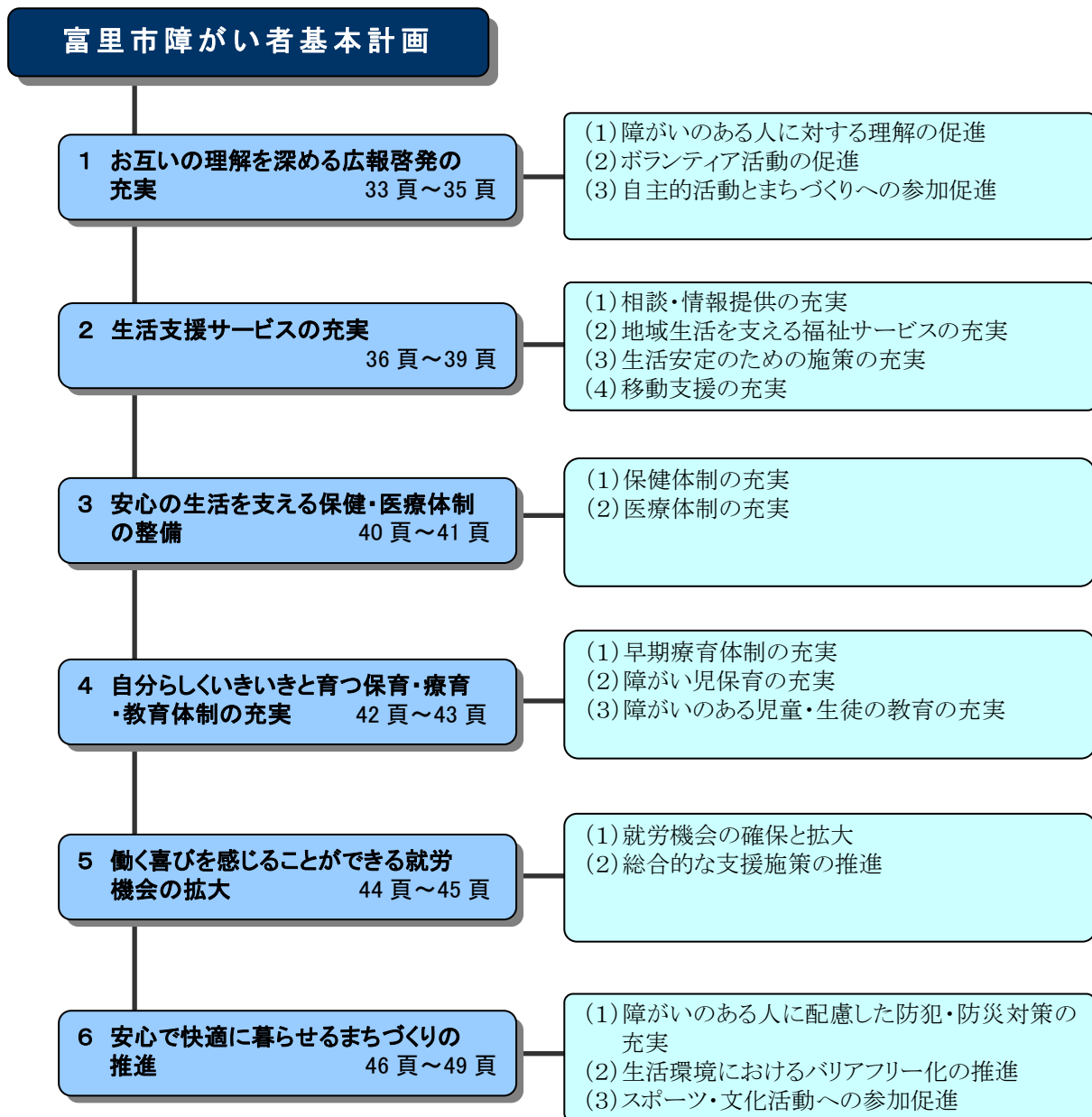
本計画では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づきながら、障がいのある人が、障がいの種類や程度に関係なく、富里市に暮らす市民として尊重され、差別や偏見のないまちを目指します。

また、障がいのある人が適切にサービスを利用しながら、地域社会の一員として自立した生活を営み、自分らしいライフスタイルを自己決定するとともに、その能力を十分に発揮しながら様々な分野に参加し、生きがいをもって暮らせるまち、さらに、地域にある道路の段差や階段などの物理的な障壁や不合理な制度的障壁など、あらゆる社会参加の障壁をなくしたバリアフリーなまちの実現をめざします。



第4章 障がい者施策の今後の方策

第1節 施策の体系



第2節 取組の基本的方向

障がい者基本計画においては、第1次富里市障がい者基本計画で定めた施策の体系を引き継ぎながら、具体的な取組については、近年の法改正や社会情勢を踏まえ、「差別の解消に向けた取組」や「障害者優先調達推進の取組」を追加するなど、一部見直しを行うこととします。

1 お互いの理解を深める広報啓発の充実

障がいのあるなしにかかわらず、地域で共に生活することにより、互いを理解し、尊重する心を育むことが重要となります。そのためにも啓発や広報、ボランティアなどを通じて情報の共有を図り、身近な地域での取組の推進や福祉教育の推進に努めます。

2 生活支援サービスの充実

障がいのある人が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、個人の多様なニーズに対応する生活支援の整備、サービスの量的・質的な充実に努め、すべての障がいのある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立します。

3 安心の生活を支える保健・医療体制の整備

障がいのある人が適切な保健・医療サービスを使うことができる体制づくりが重要です。多様なニーズに適切に対応するための医療体制の充実に努めるとともに、生活習慣病の予防や高齢化に伴う疾病などの早期発見、適切な治療に努めます。

また、疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、専門的なサービスを担う人材の育成・確保に努めます。

4 自分らしくいきいきと育つ保育・療育・教育体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、一人の人間として尊重され、将来自立し、積極的に社会参加していくためには、障がいの特性に応じてそれぞれの個性を伸ばすことが大切になります。また、持てる力を最大限に発揮できるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの各行政分野が一体となって、適切で一貫した療育や教育を推進するなど、環境整備に努めます。

5 働く喜びを感じることができる就労機会の拡大

障がいのある人が、個人の適性と目標に応じて可能な限り就労の場につくことができる環境づくりを進めることは、単に経済的な理由にとどまらず、生きがいや自己実現につなげていくために大変重要です。障がいのある人に対する職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保、さらには就労へとつながるよう、事業者の障がい者雇用に関する理解を促進します。

6 安心して快適に暮らせるまちづくりの推進

障がいのある人たちが住み慣れた地域で自立した生活を送るために必要な、安全・安心なまちづくりを推進するためには、心理的・制度的・社会的な面とともに、物理的な障壁を取り除くことが大切です。障がいのある人が利用しやすいバスなどの交通・移動手段の確保、安心して快適な生活を送ることができるよう防犯や交通安全の体制整備だけではなく、障がいのある人に配慮した災害時などの安全対策を進めます。

また、障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション、文化活動に参加することは、健康の保持・増進や生活の幅を広げ、心を豊かにすることにもつながることから、このような活動への支援や社会参加を促進することが必要です。

第3節 施策の展開

1 お互いの理解を深める広報啓発の充実

【現状や課題】

- 障がいのある人が地域で自分らしく生き生きと生活していくためには、障がいに関する正しい知識の普及と互いを思いやる相互理解の取組が不可欠となっています。
- 幼少期から、障がいのあるなしにかかわらず学校や地域など様々な場面で自然に触れ合うことが差別や偏見をなくし、相互理解を深める上で非常に重要となっています。
- 地域社会における障がいのある人に対する理解普及を促進するため、当事者団体、福祉施設、教育機関などと地域住民などの日常的交流の一層の拡大が必要です。
- ボランティア活動を通じて、障がいのある人と地域住民の相互理解を深めるとともに、障がいのある人の地域における社会活動の参加促進が必要です。
- 障がい施策が多様化する中、障がいのある人の社会参加を推進するため、施策の企画・立案や運営面において、障がいのある人自身の積極的な参画が不可欠となっています。

【施策の方向】

(1) 障がいのある人に対する理解の促進

① 理解・啓発の促進

	施策名	施策の内容	担当
1	障がいに関する理解の促進	「広報とみさと」やホームページなど多様な媒体を活用し、障がいに関する正しい知識の普及、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	精神障がいに関する理解の促進	精神疾患や精神障がいに関する情報発信や講演会などを推進し、精神障がいに対する市民の関心と理解の促進に努めます。	社会福祉課
3	発達障がいに関する理解の促進	発達障がいの早期発見・早期支援につなげられるよう、周囲への正しい理解の促進に努めます。	社会福祉課 健康推進課

② 福祉に関する教育・学習活動の推進

	施策名	施策の内容	担当
1	福祉教育の充実	幼少期より，障がいのあるなしにかかわらず，共に過ごす体験や機会の充実を図り，福祉意識の醸成に努めます。 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し，児童・生徒が福祉を学ぶ機会の拡充に努めます。	子ども課 学校教育課
2	障がいに関する学習機会の充実	ボランティア入門講座，手話講習会など障がいに関する学習機会の充実に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
3	職員研修の充実	庁内各部門において，障がいのある人に配慮された行政運営を推進するため，障がいのある人に対する職員の理解を深めるための研修を充実します。	総務課

③ ふれあいと参加の促進

	施策名	施策の内容	担当
1	交流事業の充実	各種イベント開催を支援することにより，障がいについての理解促進と相互交流の充実を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	様々なイベントにおける参加の促進	市が主催する各種イベントにおいて，介助者や手話通訳者の配置など，障がいのある人への配慮を充実し，参加促進を図ります。	関係各課
3	地域交流活動への支援	当事者団体，福祉施設，教育機関等と地域住民等の日常的交流の一層の拡大を図るため，団体等が主催する交流事業に対し，場所や情報の提供，相談，後援等による支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) ボランティア活動の促進

① ボランティア活動基盤の強化

	施策名	施策の内容	担当
1	ボランティアセンターの体制強化促進	ボランティア活動を希望する人が参加しやすい環境と、障がいのある人が気軽に利用できる環境を整備するため、ボランティアセンターの体制を強化します。	社会福祉協議会
2	ボランティア情報の提供充実	「広報とみさと」や「ささえ愛」をはじめ、様々な情報媒体を活用し、ボランティアに関する情報提供を充実します。	社会福祉課 社会福祉協議会

② ボランティア活動の促進

	施策名	施策の内容	担当
1	ボランティア講座の充実	ボランティア入門講座など初心者を対象にした講座を充実するとともに、障がいのある人からの多様なニーズに応えられるよう、ボランティアの育成を促進します。	社会福祉協議会
2	障がいのある人によるボランティア活動の促進	障がいのある人の社会参加の促進を図るため、障がいのある人によるボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会

(3) 自主的活動とまちづくりへの参加促進

① 自主的活動の促進

	施策名	施策の内容	担当
1	人材の育成	研修や講座の開催・参加促進等を図り、障がいのある人の自助グループや団体等の中核となる人材の育成に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	自助グループの育成・支援	活動場所や情報の提供、相談等を通じて、自助グループの育成・支援を促進します。	社会福祉課 社会福祉協議会

② まちづくりへの参加促進

	施策名	施策の内容	担当
1	政策形成過程への参画促進	障がいのある人に関する事業の企画・立案や運営面において、当事者の意向を反映させるため、審議会等において障がいのある人の登用を推進するとともに、多様な参画機会の設定に努めます。	関係各課

2 生活支援サービスの充実

【現状や課題】

- 障がいのある人やその家族が住み慣れた家庭や地域で生き生きと安心して暮らし、地域社会の一員として積極的に社会参加ができるよう、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が必要です。
- 障がいのある人の地域生活を支援するため、的確な情報提供を行うとともに、多様な福祉ニーズに対応するため、意思決定支援の考え方に立った相談体制の強化が必要です。
- 親亡き後の生活不安や複合的な生活課題の解決に向け、地域の実情に合った包括的な支援を提供するための体制整備が必要です。
- 障がいのある人の安心した地域生活を実現するため、障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、障がいのある人の虐待の防止等、権利擁護のための取組が必要です。

【施策の方向】

(1) 相談・情報提供の充実

① 福祉情報の周知徹底

	施策名	施策の内容	担当
1	多様な媒体の活用	各種福祉サービスの内容、利用方法について、より多くの人に知ってもらい、適切な利用につながるよう、「広報とみさと」やホームページなど多様な情報媒体を活用し、わかりやすく紹介できるように努めます。	社会福祉課
2	福祉のしおりの充実	障がいの種類や程度ごとに、利用できるサービスをわかりやすくまとめた福祉のしおりを作成します。	社会福祉課
3	福祉情報を個別対応により提供できる体制の整備	障がいの状況や多様な福祉ニーズに応じて、個別対応により情報提供できる体制を整備します。	社会福祉課

② 気軽に相談できる体制の整備

	施策名	施策の内容	担当
1	相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族が抱えている福祉ニーズや課題にきめ細かく対応し、課題解決に結びつけていくため、相談体制の整備と職員の質の向上に努めます。	社会福祉課

2	総合的な相談窓口の整備	障がいのある人の様々な問題に対応するため、関係部署及び関係機関との連携を強化するとともに総合的な相談窓口の整備を検討します。	関係各課
3	障がいの特性に配慮した相談体制の整備	聴覚障がいのある人の相談に的確に対応するため手話通訳者を配置するなど、障がいの特性に配慮した相談体制の整備に努めます。	社会福祉課

(2) 地域生活を支える福祉サービスの充実

① 適切なサービス提供体制の整備

	施策名	施策の内容	担当
1	障害支援区分認定の適正化	障害支援区分の認定に当たっては、医師を含めた各分野の専門家で構成される審査会を開催し、適正に障害支援区分の認定を行います。	社会福祉課
2	適切な福祉サービスの提供に向けた体制整備	障がいのある人の多様な福祉ニーズに対し、適切な福祉サービスに結びつけるため、関係機関との連携を強化します。	社会福祉課 社会福祉協議会

② 在宅・日中活動支援の充実

	施策名	施策の内容	担当
1	訪問系サービスの充実	障がいのある人が在宅において安心した生活を送るため、適切な障害福祉サービス利用につながるよう、提供体制の整備に努めます。	社会福祉課
2	日中活動系サービスの充実	障がいのある人が日中において自立した生活を送るため、適切な障害福祉サービス利用につながるよう、提供体制の整備に努めます。	社会福祉課
3	一時的支援の充実	障がいのある人を介助する家族の負担を軽減するため、適切な障害福祉サービス利用につながるよう、提供体制の整備に努めます。	社会福祉課
4	日常生活用具等の支援の充実	障がいのある人の日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具給付等事業と補装具費支給等を実施します。	社会福祉課

③ 生活の場・地域活動の場の整備

	施策名	施策の内容	担当
1	地域活動の場の確保	創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、地域生活支援センターの活動を支援します。	社会福祉課
2	地域生活支援事業の推進	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて地域生活を送ることができるよう、地域生活支援サービスの利用体制の整備に努めます。	社会福祉課
3	施設から地域生活への移行の推進	障がいのある人が、地域において自立した生活が営めるよう、グループホーム等の社会基盤の整備を支援します。 また、地域生活希望者の安定した生活に向け、関係機関との連携を強化するとともに、積極的な情報提供を推進します。	社会福祉課
4	包括的な支援に向けた体制整備	障がいのある人が抱える複合的な生活課題の解決に向けて、関係機関が連携し、包括的な支援を提供するための体制整備に努めます。	社会福祉課

(3) 生活安定のための施策の充実

① 様々な負担軽減への取組

	施策名	施策の内容	担当
1	経済的負担軽減に関する各種制度の周知と利用の促進	障がいのある人やその家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、医療費助成、各種割引制度などの情報を周知し、制度の活用を図ります。	社会福祉課
2	介助者に対する支援の取組	介助者の負担を軽減するため、気軽に相談できる体制の整備を推進するとともに、福祉サービス等に関する情報提供の充実に努めます。	社会福祉課

② 権利擁護の推進

	施策名	施策の内容	担当
1	権利擁護に関する理解促進	「広報とみさと」や「ささえ愛」、パンフレット等を通じて、障がいのある人や市民に対し、権利擁護に関する理解の普及と利用促進に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	日常生活自立支援事業の推進	日常生活の場面において十分な判断ができない障害のある人に対し、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に関する支援、日常的な金銭管理の支援などを行う日常生活自立支援事業を推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
3	成年後見制度の利用促進	十分な判断ができない障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度について周知を図るとともに、利用支援に努めます。また親族等による申し立てが難しい人に対して、市長申立てにより制度の活用につなげていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
4	虐待防止に向けた体制整備	関係部署や関係機関との連携をもとに、障がいのある人に対する虐待の未然防止、早期発見、適切な対応に向けた体制整備に努めます。	関係各課
5	障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた取組	相談窓口等の整備を図るとともに、障がいのある人の差別解消に向けた市民への啓発に努めます。	社会福祉課

(4) 移動支援の充実

	施策名	施策の内容	担当
1	外出を支援するサービスの充実	外出することが困難な障がいのある人のニーズに応じて、自立支援給付におけるサービスや地域生活支援事業における移動支援など、障がいの特性に応じた外出時における支援の充実に努めます。	社会福祉課
2	タクシー利用料金助成制度等の充実	外出することが困難な障がいのある人の外出を支援するため、タクシー利用料金の助成を実施するとともに、多様な支援の在り方について検討します。	社会福祉課

3 安心の生活を支える保健・医療体制の整備

【現状や課題】

- 障がいの発生予防，早期発見，早期治療，障がいに関する適切なリハビリテーションの実施に向け，保健・医療・福祉が連携した体制整備が必要です。
- 心の健康について誰もが気軽に相談できる環境づくりを推進するとともに，精神疾患に関する正しい理解の促進と適切な医療が受けられる体制整備が必要です。
- 障がいのある人が安心して医療サービスを受けることができるよう各種医療費公費負担制度の利用促進が必要です。
- 障がいの重度化・重複化，障がいのある人の高齢化の進行に対応するため，保健・医療・高齢者福祉・障がい福祉など関係機関の連携強化と支援の充実が求められています。

【施策の方向】

(1) 保健体制の充実

① 健康づくりの充実

	施策名	施策の内容	担当
1	各種健康診査，検診等の充実	生活習慣病の予防や早期発見のために，健康診査や各種検診の受診率向上と診査結果に基づく指導の充実を図ります。 また，生活習慣病を予防するために健康教育や健康相談の充実を図り，その予防や改善方法等について理解と周知を図ります。	健康推進課
2	障がいのある人に配慮された保健サービスの提供	障がいのある人が安心して保健サービスを利用できるよう，障がいの特性に配慮した適切な保健サービスの実施に努めます。	健康推進課
3	高齢者施策との連携	障がいの重度化・重複化，障がいのある人の高齢化に対応するため，高齢者施策との連携を図り，介護予防を主体とした健康教育等を実施します。	社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課
4	専門的職員の確保	適切な保健サービスの提供体制の整備に向け，保健師など専門的職員の確保に努めます。	総務課

② 精神保健福祉事業の充実

	施策名	施策の内容	担当
1	精神保健福祉教育の推進	心の健康や精神障がいに関する理解を促進するため、保健所等関係機関と連携し、精神保健福祉教育を推進します。	社会福祉課
2	精神保健福祉に関する相談体制の整備	保健所等関係機関と連携し、心の健康や精神障がいに関する相談体制の整備を図ります。	社会福祉課
3	精神保健福祉に関する職員研修の充実	市職員のほか関係機関の職員を対象に、精神保健福祉に対する理解を深めるための研修を充実します。	総務課 社会福祉課

(2) 医療体制の充実

	施策名	施策の内容	担当
1	地域医療サービスの充実	障がいのある人が安心して医療が受けられるよう、夜間や休日における緊急時の診療や二次救急医療等の体制の充実に努めます。	社会福祉課 健康推進課
2	地域医療に関する情報提供の充実	障がいのある人が適切な医療機関につながるよう、地域における医療機関の情報提供に努めます。	社会福祉課 健康推進課
3	精神科医療体制の充実	精神疾患の早期発見や緊急時の対応ができるよう、専門機関との連携を強化するとともに、医療保護入院が必要なケースの精神科救急について、関係機関と連携し迅速な対応に努めます。	社会福祉課
4	医療費公費負担制度の利用促進	障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、医療費公費負担制度の周知と利用促進に努めます。	社会福祉課

4 自分らしくいきいきと育つ保育・療育・教育体制の充実

【現状や課題】

○障がいのある子どもやその保護者が安心して充実した生活が送ることができるよう、子どもと関わる機関と緊密な連携を図り、支援を必要とする子どもを早期に発見し、的確な支援が提供できる体制の整備が必要です。

○障がいのある子どもの健やかな発育・発達を促進し、適正な教育を受けることができるよう、一人ひとりの教育ニーズに応じた、きめ細やかな支援と体制づくりが必要です。

○障がいのある子どもの支援に当たっては、一人ひとりの主体性と自立性を尊重し、子どもの成長・発達に合わせたきめ細やかな支援が必要です。

さらに、ライフステージを通じた包括的で切れ目のない支援に向けて、関係機関との連携強化が必要です。

【施策の方向】

（１）早期療育体制の充実

	施策名	施策の内容	担当
1	乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査では、発育、発達、育児に関して専門職による個別相談を行います。 また、関係機関との連携を強化し、事後指導が必要なケースに対し、総合的な観点から相談・指導を行います。	健康推進課
2	出産・育児知識の普及	妊娠期、出産後の母親に対して、出産や育児に関する知識の普及や相談体制を整備するとともに、特に支援が必要な家庭に対しては、関係機関との連携により、継続した支援を行います。	社会福祉課 健康推進課
3	簡易マザーズホームにおける療育体制の強化	簡易マザーズホームにおける療育体制を強化するため、関係機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。	社会福祉課
4	保育・療育・教育における切れ目のない支援体制の推進	ライフサポートファイルの活用を図るなど関係機関が連携し、支援を必要とする乳幼児・児童・生徒に対する切れ目のない支援体制の充実に努めます。	社会福祉課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課

(2) 障がい児保育の充実

	施策名	施策の内容	担当
1	こども園等における障がい児受入体制の充実	障がいのある児童に配慮した受入体制の整備を図るとともに、保育教諭等の研修を充実します。	子ども課
2	就学指導の充実	障がいのある児童の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を尊重し、適切な就学指導を行います。	学校教育課
3	学童クラブにおける障がいのある児童の受入の促進	学童クラブにおいて、特別支援学級等に通う児童の受け入れを促進します。	子育て支援課

(3) 障がいのある児童・生徒の教育の充実

	施策名	施策の内容	担当
1	特別支援教育の推進	特別支援教育に係る校内委員会を設置し、対象者一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、生活や学習上の困難を改善、克服するための教育支援を進めます。 また、支援の充実に向けて、個別指導補助員の配置を進めます。	学校教育課
2	専門性を高める教職員研修の充実	特別支援教育に関する教職員の専門知識や技術を高め、指導力及び資質の向上を図るため、研修の充実を図ります。	学校教育課
3	就学に関する相談・指導体制の強化	障がいのある子どもの保護者が、就学に関して気軽に相談ができるよう、健康推進課、簡易マザーズホームと連携し、早期から継続的に相談・指導を行える体制づくりを行います。	学校教育課
4	社会的及び職業的自立の促進	義務教育終了後の進路を見すえ、各中学校において、関係機関との連携のもと、障がいのある生徒がその持てる能力を最大限に発揮できるよう支援します。	学校教育課
5	発達相談及び巡回による支援の充実	幼児・児童・生徒とその保護者、園及び小・中学校の教職員に対して、発達や学習・生活上の課題などに関する専門家による相談や支援を充実します。	社会福祉課 健康推進課 学校教育課

5 働く喜びを感じることができる就労機会の拡大

【現状や課題】

- 就労は、障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で大きな意味合いを持つことから、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、一般就労に向けての支援体制を充実していく必要があります。
- 障がいのある人が、障がいの特性に応じてその能力を最大限に発揮できる環境を提供するため、多様な就労機会の拡充と支援体制を充実していく必要があります。
- 障がいのある人が安心して働き続けることができるように、就労相談から就労移行、就労定着に至るまで継続的で総合的な支援を行い、就労者の職場定着を推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 就労機会の確保と拡大

① 一般就労の促進

	施策名	施策の内容	担当
1	障がいのある人の雇用に関する理解の促進	障がいのある人の団体や商工関係団体等と連携し、市内企業、商店、事業所等に対し、障がいのある人の雇用に関する理解を促進します。	社会福祉課 商工観光課
2	障がいのある人の雇用に関する制度・施策の周知	ハローワーク、商工関係団体など関係機関との連携を強化し、障害者雇用率制度や各種助成制度など、障がいのある人の雇用に関わる制度・施策について、市内企業等への周知に努めます。	社会福祉課 商工観光課
3	行政機関における障がい者雇用の促進	市職員の採用については、法定雇用率確保はもとより、他の公的部門についても障がいのある人の雇用拡大に努めます。	関係各課
4	就労支援体制の整備	障がいのある人の就労に関する相談・指導を行うとともに、一般就労している障がいのある人に対する支援を行う体制の整備について検討します。	社会福祉課

② 福祉的就労の充実

	施策名	施策の内容	担当
1	就労系サービスの充実	障がいのある人が、その適正と能力に応じた就労機会を得ることができるよう、適切な障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。	社会福祉課
2	職親委託などの制度活用の促進	職親委託制度など、福祉的就労に関する各種支援制度について周知を図り、活用に努めます。	社会福祉課
3	障害者優先調達推進の取組	福祉的就労の場の確保の観点に立ち、障害者優先調達推進法に基づいた福祉施設等への発注に努めます。	関係各課

(2) 総合的な支援施策の推進

	施策名	施策の内容	担当
1	広域的な連携の強化	特別支援学校やＪＡ富里市、ハローワーク、商工会、民間企業、福祉的就労事業者、行政等の関係機関による連携を強化し、就労前から就労後にわたる障がいのある人の就労支援に努めます。	社会福祉課 商工観光課 学校教育課
2	職場定着に向けた支援の充実	障がいのある人が安心して働き続けることができるように、相談体制の整備やジョブコーチの活用など、就労開始から就労後まで継続した支援を行い、職場定着に努めます。 また、職場定着に向け、市内企業等に対し、障がいのある人への理解促進に向けた啓発や市内企業等からの相談体制の整備について検討します。	社会福祉課

6 安心して快適に暮らせるまちづくりの推進

【現状や課題】

- 障がいのある人が地域において安心して暮らせるよう、地域の防犯体制の充実や災害時などの緊急時に備えた地域ぐるみの支援体制の整備が必要です。
- 誰もが快適で生活しやすい社会を実現するため、関係法令や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等に基づき、建築物、道路、公共施設といった生活環境におけるバリアフリー化の推進が必要です。
- 障がいのある人の社会参加と生きがいを推進するため、障がいの特性に配慮した生涯学習の場の提供と各種活動に対する支援が必要です。

【施策の方向】

(1) 障がいのある人に配慮した防犯・防災対策の充実

① 防犯・防災意識の普及

	施策名	施策の内容	担当
1	防犯・防災意識の普及	多様な媒体を活用し防犯・防災情報の提供を行うとともに、富里ふれあい講座を活用し、防犯・防災意識の高揚に努めます。 また、障がいのある人も含め、消費者被害防止のため、広報やホームページ等により情報提供を行い、消費者トラブルの防止、救済に努めます。	社会福祉課 商工観光課 市民活動推進課

② 防犯体制の整備

	施策名	施策の内容	担当
1	障がいのある人に配慮した防犯体制の整備	行政、警察や福祉施設、地域との連携により防犯活動の促進に努めます。 また、障害福祉サービス事業所等における防犯マニュアル作成の推進と連携により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。	社会福祉課 市民活動推進課

③ 防災体制の整備

	施策名	施策の内容	担当
1	緊急時の情報システムの整備	緊急通報装置や住宅用火災警報器の普及、障がい特性に配慮した通信装置の給付を促進するとともに、多様な情報媒体を活用することで、緊急時に適切に対応できる環境づくりに努めます。	社会福祉課 市民活動推進課 予防課 消防署
2	防災情報の提供	防災に関する情報について、多様な媒体を通じて発信するとともに、障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。	社会福祉課 市民活動推進課 消防総務課
3	地域防災計画に基づく関係機関の連携	地域防災計画に基づき、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、市及び防災関係機関、避難支援等関係者、市民が連携し、災害支援体制の構築を推進します。	関係各課 社会福祉協議会
4	地域での連携の強化	避難行動要支援者に対する適切な支援、自主防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立及び運営を支援し、地域における連携強化を推進します。	市民活動推進課
5	災害時の地域支援体制の整備	避難行動要支援者制度の周知を図り、区・自治会、自主防災組織など共助による支援の連携強化を推進します。	社会福祉課 市民活動推進課
6	福祉避難所整備の推進	災害発生時に、指定避難所での生活が困難な障がいのある人が安心して生活ができる体制が確保できるよう、福祉避難所の整備を推進します。 また、社会福祉法人等との災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定により、福祉施設等の一部を福祉避難所として利用するための協力を要請します。	社会福祉課 市民活動推進課 社会福祉協議会

(2) 生活環境におけるバリアフリー化の推進

① 公共施設の整備

	施策名	施策の内容	担当
1	公共施設等におけるバリアフリー化の推進	新たに整備を行う公共施設については、障がいのある人の利用を考慮した整備を行うとともに、既存施設のバリアフリー化に向けた改修を計画的に推進します。 銀行や病院、商業施設等の民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知に努めながら、事業者にバリアフリーを促していきます。	関係各課

② 道路交通環境の整備

	施策名	施策の内容	担当
1	安全で快適な歩行空間の創出	安全な歩行空間を確保するため、歩道の整備・改修や視覚障がい者誘導ブロックの敷設を推進します。 障がいのある人の要望等を踏まえながら、重点的に整備すべき区域を設置し、計画的な事業の推進に努めます。	建設課 都市計画課
2	路上放置物等障害物の解消	駐輪場の整備、自主的なパトロール等の実施により、歩道上の障害物の解消に努めるとともに、ホームページ等により市民の理解を促進しながら、解消に努めます。	市民活動推進課 建設課
3	交通空白地域における移動手段の充実	日常生活における最低限の移動手段を確保するため、市内の交通空白地域における公共交通の充実に努めます。	企画課
4	心のバリアフリーの推進	ヘルプカードなど多様なツールを活用しながら、障がいに対する認識や支援について相互理解を図ることで、心のバリアフリーの推進に努めます。	社会福祉課

(3) スポーツ・文化活動への参加促進

① 運動基盤の整備

	施策名	施策の内容	担当
1	スポーツ・文化施設におけるバリアフリー化の推進	障がいの有無にかかわらず，誰もがスポーツ施設や公民館等を利用できるよう，主要な公共施設のバリアフリー化を推進します。	生涯学習課
2	指導員の育成と派遣	障がいのある人のスポーツ・文化活動を促進するため，指導員を育成するとともに，障がいのある人の団体やグループへの派遣を推進します。	生涯学習課

② 運動のきっかけづくりと自主的活動の促進

	施策名	施策の内容	担当
1	各種講座・教室等におけるバリアフリー化の推進	障がいのある人が講演会や各種講座・教室等を受講するに当たり，介助者や手話通訳者の配置など，障がいのある人への配慮を充実し，参加促進を図ります。	社会福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
2	自主的活動への支援	障がいのある人のサークル活動の育成・支援を行うとともに，障がいのある人の団体やグループ等が主催するスポーツ・文化交流事業の開催を支援します。	社会福祉課 生涯学習課
3	障がい者スポーツの普及	障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう，各種スポーツイベントや大会等に関する情報提供に努め，参加の促進を図ることで，障がい者スポーツの振興とスポーツ人口の拡大に努めます。	社会福祉課 生涯学習課

第5章 計画の推進体制

1 進捗状況の管理と評価

計画の進行を管理するため、計画の策定・改定を行う際に各施策の進捗状況の調査及び評価を実施し、次期計画に反映します。併せて市民の皆様へ情報提供を行うことで幅広いご意見をいただきながら、計画の推進体制や次期計画の見直しの基礎とします。

なお、本計画の期間中に国・県の施策や、障がい者を取り巻く社会経済環境の変化が、障がい者のニーズなどに影響を与え、障がい福祉をめぐる行政需要も大きく変わるなどの事態が発生した場合には、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定に合わせ、中間年の見直しを行うものとします。

2 連携の推進

（１）保健・医療・福祉等各分野の連携

計画の総合的な推進を図るため、保健・医療・福祉をはじめ、教育、就労、生活環境など関連する各分野との連携を推進します。

（２）民間（市民・企業等）との連携

社会福祉法人や障がいのある人の団体をはじめとする民間諸団体、企業、マスメディア及びすべての市民が、それぞれの分野で積極的に行動し、障がい者福祉の推進に寄与できるよう期待するとともに、情報提供や問題意識の共有などにより、連携を推進します。

（３）県及び周辺市町との連携

県においては、平成16年度に福祉事務所と保健所が統合し、平成31年3月現在13か所の健康福祉センターが設置されています。そして、その健康福祉センターの所管区域が「障害保健福祉圏域」として設定されています。

本市は、印旛健康福祉センターの所管区域に含まれます。本市における広域的な事業等の推進に当たっては、所管区域内の市町と連携・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。

（４）国との連携

本市は、市民に最も身近な地方自治体として、障がいのある人のニーズを把握し、国に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、協調を図りながら施策を推進します。

３ 推進体制の整備

（１）庁内における推進体制の整備

障がい者基本計画を総合的かつ円滑に推進するため、保健福祉部門をはじめ、関連部門による推進組織の整備を検討するとともに、必要に応じて個別課題を推進するためのプロジェクトチームを設置します。

（２）市民参加による推進体制の整備

障がい者基本計画を市民とともに推進するため、計画の進捗状況を障がいのある人自身が把握し、必要に応じて提言や助言等を行う場を設置します。

（３）人的資源の確保

障がい者基本計画の推進に不可欠となる保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士など専門職員をはじめ、ホームヘルパー、相談支援専門員、手話通訳者等の育成を行い、計画的な確保や、資質の向上に努めます。

（４）財源の確保

障がい者基本計画の効果的かつ円滑な推進を図るため、効率的な財政運営に努めます。また、国・県に対し、財政的支援の拡充を要請します。

資料編

○第2次富里市障がい者基本計画策定経過

年月日	議題等
平成30年 4月27日	第1回富里市地域福祉計画等推進本部会議 (1) 第1次富里市障がい者基本計画の概要について (2) 第2次富里市障がい者基本計画の策定及びスケジュールについて
7月18日	第1回富里市地域福祉審議会 (1) 会長及び副会長の選任について (2) 第2次富里市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について (3) 第1次富里市障がい者基本計画の概要について (4) 第2次富里市障がい者基本計画の策定スケジュールについて (5) 第2次富里市障がい者基本計画策定におけるニーズ調査の概要について
8月7日	第1回富里市地域福祉計画等庁内検討委員会 (1) 第1次富里市障がい者基本計画の概要について (2) 第1次富里市障がい者基本計画の評価シートの作成について (3) 第2次富里市障がい者基本計画の策定スケジュールについて
10月4日	第2回富里市地域福祉計画等庁内検討委員会 (1) 第1次富里市障がい者基本計画の評価について (2) 第2次富里市障がい者基本計画の策定に係るアンケート調査の結果について (3) 第2次富里市障がい者基本計画の骨子案について
10月17日	第2回富里市地域福祉審議会 (1) 第2次富里市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗評価について (2) 第1次富里市障がい者基本計画の進捗評価について (3) 第2次富里市障がい者基本計画の策定に係るアンケート調査の結果について (4) 第2次富里市障がい者基本計画の骨子案について
11月2日	第2回富里市地域福祉計画等推進本部会議 (1) 第2次富里市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗評価について (2) 第1次富里市障がい者基本計画の進捗評価について (3) 第2次富里市障がい者基本計画の策定に係るアンケート調査の結果について (4) 第2次富里市障がい者基本計画の骨子案について
12月26日	第3回富里市地域福祉審議会 (1) 第2次富里市障がい者基本計画の素案について (2) 第2次富里市障がい者基本計画（素案）のパブリックコメントについて
平成31年 1月30日	第4回富里市地域福祉審議会 (1) 第2次富里市障がい者基本計画（素案）のパブリックコメントの結果について (2) 第2次富里市障がい者基本計画（最終案）について (3) 第2次富里市障がい者基本計画（最終案）の答申について

2 月 1 日	第3回富里市地域福祉計画等推進本部会議 (1) 第2次富里市障がい者基本計画（素案）のパブリックコメントの結果について (2) 第2次富里市障がい者基本計画（最終案）について (3) 第2次富里市障がい者基本計画（最終案）の答申について
---------	--

○富里市地域福祉計画等推進本部会議設置要綱

平成27年4月1日制定

平成28年4月1日改正

平成30年4月1日改正

(設置)

第1条 富里市地域福祉計画及び富里市障がい者基本計画を策定するに当たり、策定作業を効果的に推進するため、富里市地域福祉計画等推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画及び障がい者基本計画の総合調整及び決定
- (2) 地域福祉計画及び障がい者基本計画推進に関する総合調整
- (3) その他地域福祉計画及び障がい者基本計画に関して必要と認められる事項

(組織)

第3条 本部会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には副市長、副本部長には健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、会務を総理し、本部会議を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部会議は、本部員過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- 4 本部長は、本部会議の審議の必要がないと認めるものについては、本部員の回議をもって本部会議の審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員を本部会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員会の設置)

第7条 本部会議の円滑な運営を図るため、本部会議に富里市地域福祉計画等庁内検討委員会を設置する。

(事務局)

第8条 本部会議の事務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、本部会議を経て、本部長が決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

富里市地域福祉計画等推進本部会議

区 分	職
本部長	副市長
副本部長	健康福祉部長
本部員	総務部長，市民経済環境部長，都市建設部長，教育次長，総務課長，財政課長，企画課長，社会福祉課長，子育て支援課長，子ども課長，高齢者福祉課長，健康推進課長，商工観光課長，環境課長，市民活動推進課長，建設課長，都市計画課長，教育総務課長，学校教育課長，生涯学習課長，図書館長，消防本部消防総務課長

○富里市地域福祉審議会設置条例

平成30年4月1日制定

(設置)

第1条 市は、地域福祉及び障害福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、富里市地域福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 地域福祉及び障害福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 地域福祉及び障害福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉及び障害福祉施策に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、地域福祉施策等の幅広い意見を聞くため、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域福祉施策主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

○富里市地域福祉計画等庁内検討委員会設置要綱

平成 22 年 6 月 1 日制定

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富里市地域福祉計画等推進本部会議設置要綱第 7 条に規定する富里市地域福祉計画等庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画及び障がい者基本計画の策定にかかる調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画及び障がい者基本計画の素案の立案に関すること。
- (3) その他地域福祉計画及び障がい者基本計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、社会福祉課長及び別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第 4 条 検討委員会は、必要に応じて社会福祉課長が招集し、その議長となる。

2 社会福祉課長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 検討委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課が処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、社会福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

富里市地域福祉計画等庁内検討委員会

部等名	課等名	担 当
総務部	総務課	1名（人事給与担当）
	財政課	1名（財政担当）
	企画課	1名（企画調整担当）
健康福祉部	子育て支援課	1名（子育て支援担当）
	子ども課	1名（保育園担当）
	社会福祉課	1名（厚生業務担当）
		1名（障害者福祉担当）
		1名（困窮者自立支援担当）
	高齢者福祉課	1名（介護保険担当）
		1名（地域包括担当）
	健康推進課	1名（保健指導担当）
市民経済環境部	商工観光課	1名（商工業・労働行政担当）
	環境課	1名（課より）
	市民活動推進課	1名（市民協働安全担当）
		1名（防災担当）
都市建設部	建設課	1名（道路管理担当）
	都市計画課	1名（都市計画担当）
教育委員会	教育総務課	1名（課より）
	学校教育課	1名（課より）
	生涯学習課	1名（課より）
	図書館	1名（奉仕担当）
消防本部	消防総務課	1名（課より）

○用語解説

ア行	
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。
医療保護入院	精神障がい者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にならない人に対して、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察と家族等の同意を得て入院・保護すること。精神保健福祉法による入院形態の一つ。

カ行	
簡易マザーズホーム	就学前の心身の発達に障がいや遅れ、またその疑いのある幼児に対して、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活に対応するための指導並びにその保護者に対する療育知識の普及啓発を行っている事業所。
グループホーム	障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

サ行	
自閉症	発達障がいのひとつで広汎性発達障がいの中に位置づけられ、コミュニケーション障がいや環境への不適応、執着行動といった特徴があげられる。
障害支援区分	障害福祉サービスの種類や量などを決定するため、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。
障害者雇用率制度	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、事業主に対して、雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけた制度。
障害者優先調達	障がい者の自立に向けた生活支援を目的として、国や地方公共団体等が、優先的・積極的に障がい者就労施設等からの物品やサービスの調達を推進する取組。
障害福祉サービス	障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動、介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に大別される。

職親委託制度	知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人である職親に預け、生活指導及び技能取得訓練を行う制度。
ジョブコーチ	障がい者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。
自立支援医療（精神通院医療）受給者証	精神疾患・精神障がいや、精神障がいのために生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療（外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護等が含まれる）を対象とし、医療費の自己負担を軽減するもの。
身体障がい	身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の5つに分類されている。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障がいの程度に該当すると認められた場合に交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。
精神障がい	統合失調症、気分障がい等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付され、手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の等級は、障がいの程度により1級から3級がある。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い支援する制度。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。

タ行	
地域生活支援サービス	障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施されるサービス。
地域生活支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業所。
地域防災計画	地方公共団体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。各都道府県および市町村の地方防災会議が、国の防災基本計画に基づいて、それぞれの地域の実情に即した計画を作成する。

知的障がい	知的機能の障がいが発達期にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。
特定医療費（指定難病） 受給者証	難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るため、指定難病の患者又はその保護者に対し、当該医療に要した費用について、特定医療費を支給するもの。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。
特別支援教育	通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

ナ行	
二次救急医療	広域市町村レベルで医療圏を設定し、入院治療や手術を必要とする重症患者を対象に整備される医療体制。患者のたらい回し防止のため病院群輪番制によって当番病院を決めて任にあたり、拠点ごとの救急病院や小児救急病院などが地域医療の中核的役割を果たす。
日常生活自立支援事業	知的障がい者や精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
日常生活用具	障がいのある人が、日常生活上の困難を改善し自立を支援するとともに、介護者の負担を軽減することを目的とした用具。

ハ行	
発達障害	発達期にさまざまな原因が作用して、中枢神経系に障がいが生じる結果、認知・運動・社会性などの機能の獲得が妨げられる状態をいう。具体的には、知的障がい、広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい、学習障がいなどがあげられる。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消するなどといったハード面だけではなく、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。
避難行動要支援者	高齢者・障がい者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人のこと。

福祉教育	社会福祉への理解を深めるとともに地域福祉の主体形成を図ることを目的に行われる教育や取組。
福祉避難所	障がい者や高齢者、妊産婦や乳幼児、病弱な人とその家族らのうち、一般の避難所生活が困難な人を対象とした、市町村が必要に応じて開設する二次的な避難所。
福祉的就労	障がいにより一般就労が難しい場合に、障害者総合支援法に基づく支援により、病気や障がいを配慮してもらいながら働く就労形態。雇用契約が結ばれる就労と、契約が結ばれない就労形態があり、一般就労の前段階としての訓練の場でもある。
ヘルプカード	義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたカード。
補装具	障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がいのある児童が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

ラ行	
ライフサポートファイル	障がいのある児童について、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を一冊にまとめたファイル。
療育	障がいのある児童に対して医療や保育を施し、児童の発達能力を促進し、自立を育成すること。
療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。

第2次 富里市障がい者基本計画

発 行：富里市 健康福祉部 社会福祉課

所在地：〒286-0292 千葉県富里市七栄652-1

TEL：0476-93-4192

FAX：0476-93-2215

発行年月：平成31年3月
